

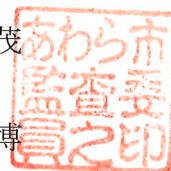
あわらし市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

平成31年1月29日

あわらし市監査委員 近藤 茂

あわらし市監査委員 向山 信博



記

1. 監査の種別 財政援助団体等監査
2. 監査対象団体 ①あわらし市商工会（所管課：観光商工課）  
②株式会社グリーンシェルター（所管課：農林水産課）
3. 監査の対象（平成29年度分）

①金津本陣にぎわい広場指定管理料	6,300,000円
②あわらし夢ぐるま公園指定管理料	2,000,000円
4. 監査の内容  
公の施設の管理に係る出納及びその他事務の執行状況
5. 監査の期間  
平成30年11月16日 ～ 平成30年12月27日
6. 監査の方法  
指定管理に関しては、協定等の締結は適正に行われているか、また管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か、さらに事業報告書の点検は適切になされているかについて関係書類や関係諸帳簿等の照

合、関係職員からの説明聴取その他通常実施すべき監査を実施した。

## 7. 監査の結果

指定管理料に係る出納及び事務の執行は、次の点を除き概ね良好に処理されているものと認められた。なお、その他留意すべき軽微な事項については、口頭で改善を促したので省略する。

### (1) 金津本陣にぎわい広場指定管理料

#### 《指摘事項》

- ・決算報告について

収支決算書は、指定管理業務と自主事業との会計区分を明確にし、適正に作成されたい。

- ・利用金料の減免について

施設利用料の減免については今後、具体的な基準を整備されたい。

#### 《意見》

- ・施設の有効活用について

本施設は芦原温泉駅周辺のにぎわいづくりと地域活性化の中心拠点である。平成29年度からはキューブ1を利用し、aキューブカフェの運営を開始し、駅利用客や若年層をターゲットに事業を展開するなど集客努力が認められるが、今後とも北陸新幹線整備事業との整合性を図りつつ、より一層の利用促進に励まれたい。

### (2) あわら夢ぐるま公園指定管理料

#### 《指摘事項》

- ・決算報告について

収支決算書の一部に記載漏れが見受けられたため、今後は適正に作成されたい。また所管課においては、提出された実績報告書類を正確に点検されたい。